

保育所等の申請方法

「利用案内をお手元にご用意の上お読みになることをおすすめします」

※当資料におけるページ数は令和8年度版の利用案内に対応しています。

磯子区こども家庭支援課
保育・教育コンシェルジュ

目次

パソコンの方はクリックで
指定のページへ移動が可能です

- [1. 保育所等とは](#)
- [2. 区役所で利用申請できる保育園について](#)
- [3. クラス分けについて](#)
- [4. 保育園等を利用申請できる方](#)
- [5. 地域型保育事業の卒園児の進級先について](#)
- [6. 育児休業中の方について](#)
- [7. 手続きの流れについて](#)
- [8. 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）について](#)
- [9. 令和8年度利用申請・締切日について](#)
- [10. 令和9年度4月の申請・締切日について](#)
- [11. 申請時の注意点](#)
- [12. 申請に必要な書類](#)
- [13. オンライン申請の手順](#)
- [14. 利用調整・結果通知について](#)
- [15. 基準日について](#)
- [16. 利用調整に関する基準等について](#)
- [17. 令和8年度での利用調整について](#)
- [18. 利用料（保育料）について](#)
- [19. 入所の可能性を高めるポイント](#)
- [★. 見学について](#)
- [★. 見学する際のポイント](#)
- [20. 短縮（慣らし）保育について](#)
- [★. よくある質問](#)

1. 保育所等とは

- ・ 保育所等は、保護者の方が就労などにより、お子さんを家庭で保育できない時間について、保護者の方に代わって、お子さんの保育を行う施設です。
- ・ 保育所等はそれぞれの理念で保育を行っています。そのため行事の有無や実施方法、利用料以外に必要な費用も施設によって異なります。
- ・ 保育所等を実際に利用する際は、各保育所等が作成している「重要事項説明書」への同意が必要です。

※以降の資料では、保育所等をよりなじみのある「保育園」と記載しています。

2. 区役所で利用申請できる保育園について

利用案内
5 ページ

保育所等		対象 年齢	定員	利用 料 算 定	利用料 (P23~26)	給食 (P30)
	認可保育所 …保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。横浜市の認可保育所には、横浜市が設置する市立保育所と社会福祉法人等が設置する私立保育所があります。	0～5歳児	20名以上	市民税を基にきょうだい区分や保育必要量等により決定	0円～77,500円	0～2歳児クラスは主食と副食の完全給食、3～5歳児クラスも完全給食を実施していますが、副食給食のみを実施している保育所等もあります。
	認定こども園（保育利用） …教育・保育を一体的に行う施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。					
地域型保育事業	小規模保育事業 事業の詳細は横浜市ウェブサイトをご覧ください。 【横浜市 小規模保育】で検索。 	0～2歳児	6～19名	市民税を基にきょうだい区分や保育必要量等により決定	0円～58,100円	主食と副食の完全給食を実施しています。
	家庭的保育事業 …家庭的保育者が家庭的な雰囲気の中で保育します。		3～5名			
	事業所内保育事業（地域枠） …会社や事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。		各事業所内施設による			

認可外保育施設は保育園との直接契約となります

3. クラス分けについて

クラス分けは学校と同じく生まれた年度で決まります。

令和8年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児	令和7年（2025年）4月2日～
1歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
2歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
3歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
4歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
5歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日

年齢があがっても年度内はクラスの変更はありません。
令和9年度はこの表のクラス（実施年齢）がひとつあがります。

4. 保育園を利用申請できる方

保育を必要とする事由	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	最長、就学前まで
妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	※1
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者、要介護者を月64時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき(求職中)※2	3か月以内
大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業を終了し、仕事に復帰するとき※3	最長、就学前まで

より詳細な内容については、利用案内6ページを御確認ください。

5. 地域型保育事業の卒園児の進級先について (小規模保育事業等)

地域型保育事業は0歳～2歳対象の保育園ですが、認定こども園、幼稚園、認可保育所のいずれかを連携施設として設定し、日常的に交流したり、3歳児以降の進級先を確保しています。「認可保育施設・事業一覧」に連携施設を記載しています。

掲載ページはコチラ➡[磯子区認可保育施設・事業一覧](#)

※PCの場合はクリックで移動

連携施設は変更される場合があるため、各地域型保育事業のある区の区役所こども家庭支援課に確認してください。連携施設への優先入所の対象となるのは、9月30日に在籍し、翌3月末卒園となる2歳児クラスのお子さんです。連携受け入れ枠より進級希望者が多いときには、進級希望者の中で利用調整選考を行います。

連携施設へ進級せず、他の保育園を申請した場合は、利用調整の優先順位が上がります（R8時点）。

掲載ページはコチラ➡[横浜市給付認定及び利用調整に関する基準等](#)

※PCの場合はクリックで移動

5-2. 地域型保育事業の卒園児の進級先について

3歳児以降の進級先として幼稚園や認定こども園の教育利用を希望される場合は幼稚園、認定こども園に直接願書を提出します。毎年願書を配布する日と、提出する日が決まっています。詳しくは幼稚園や認定こども園へお問い合わせください。

市型の預かり保育※を行っている幼稚園、認定こども園であれば春休みや夏休みなども7時半から18時半まで預けることができるので、お仕事をしながら幼稚園、認定こども園を利用される方もいます。

※市型の預かり保育とは

横浜市型預かり保育は、横浜市にお住まいの園児の保護者の方が、就労や病気などで園の正規教育時間の前後に家庭で保育ができない場合に、預かり保育を無償で利用することができる制度です。

掲載ページはコチラ➡[横浜市型預かり保育](#)

※PCの場合はクリックで移動

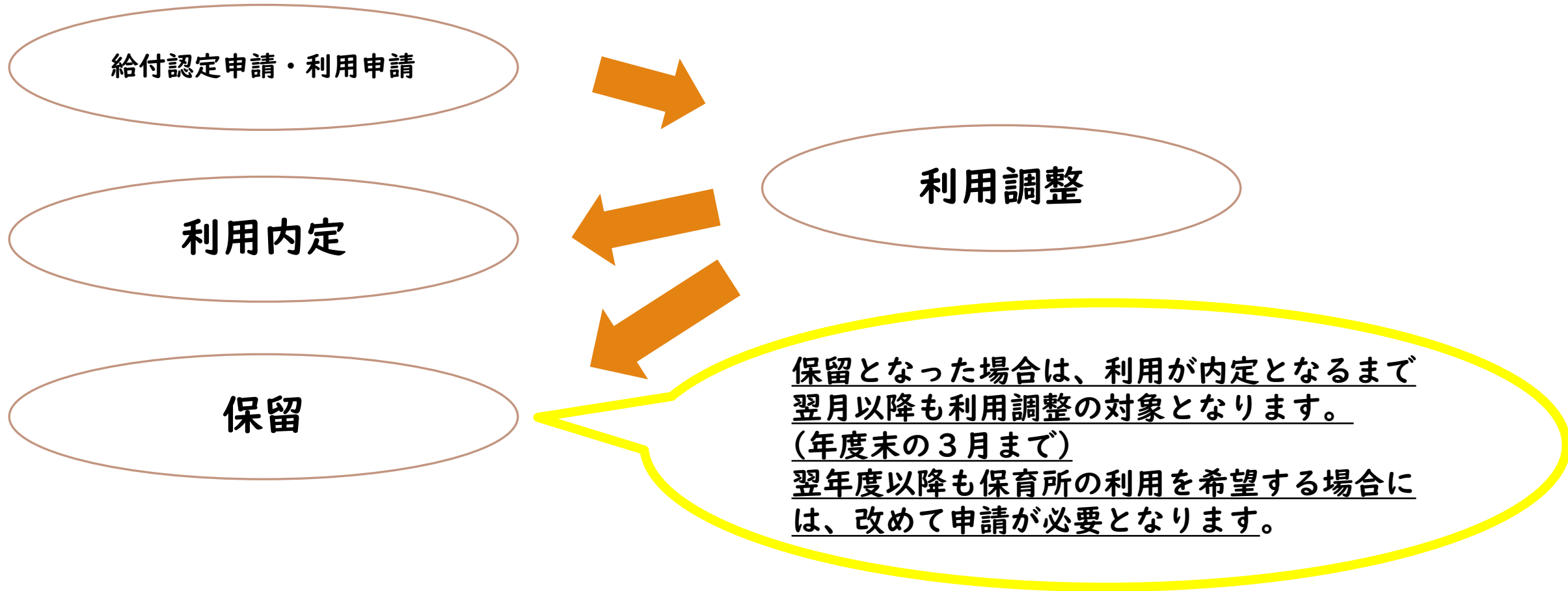
6. 育児休業中の方について

育児休業中に利用申請される方は、復職を前提とした申請となります。利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。

(例) 4月1日から保育所を利用する場合は、慣らし期間を考慮し、4月30日までに育児休業を終了し、5月1日までの復職が必要です。

※5月1日に勤務先のスケジュール等の都合で、実際には勤務がない場合でも、育児休業は4月30日までに終了しなければなりません。

7. 手続きの流れについて



8. 保育必要量(保育標準時間・保育短時間) について

就労時間の長短等によって、保育必要量(保育園に預けることができる時間)を決定します。

保育必要量は「保育標準時間(1日11時間まで)」と「保育短時間(1日8時間)」に区分されます。例えば月120時間以上(通勤時間含む)の就労や就学で保育を必要とする場合、標準時間に認定されます。

保育必要量は複数の事由を考慮し判定します。複数の事由をあわせて保育標準時間となる場合は、内容を正確にご申請ください。

(それぞれの事由について保育が必要であることを証明する書類の添付が必要です)

9. 令和8年度利用申請・締切日について

利用を希望する月により申請期間が異なります。利用開始日は原則、各月1日です。締切日後に提出されたものは翌月の利用調整からの対象となりますので、必ず余裕をもって申請してください。

※ 郵送・窓口では、土日・祝日は除きます。オンラインでは、通信障害等の責任は負いかねます。

申請先	申請方法	備考
オンライン		「申請締切日」の23時59分までの送信分が有効
お住まいの区 の区役所こども 家庭支援課	郵送	締切日必着 * 郵送受付していない区もあります。 「認定・利用調整事務センター」には郵送しないようご注意ください。
	窓口	—

利用開始月	申請開始日	申請締切日
令和8年 5月	令和8年 3月 11日 (水)	令和8年 4月 10日 (金)
令和8年 6月	令和8年 4月 13日 (月)	令和8年 5月 8日 (金)
令和8年 7月	令和8年 5月 11日 (月)	令和8年 6月 10日 (水)
令和8年 8月	令和8年 6月 11日 (木)	令和8年 7月 10日 (金)
令和8年 9月	令和8年 7月 13日 (月)	令和8年 8月 10日 (月)
令和8年 10月	令和8年 8月 12日 (水)	令和8年 9月 10日 (木)
令和8年 11月	令和8年 9月 11日 (金)	令和8年 10月 9日 (金)
令和8年 12月	令和8年 10月 13日 (火)	令和8年 11月 10日 (火)
令和9年 1月	令和8年 11月 11日 (水)	令和8年 12月 10日 (木)
令和9年 2月	令和8年 12月 11日 (金)	令和9年 1月 8日 (金)
令和9年 3月	令和9年 1月 12日 (火)	令和9年 2月 10日 (水)

10. 令和9年度4月の申請・締切日について

原則、マイナンバーカードを使ったオンライン申請となります。

申請する保護者（給付認定保護者）の電子署名の暗証番号（英数字6から16桁/数字4桁）の入力があります。

申請開始日	申請締切日
令和8年10月1日（木曜日）	令和8年10月28日（水曜日）

令和9年度利用案内の配布時期

	当ホームページ公開日	紙での配布開始日
就労証明書	令和8年9月4日（金曜日）	令和8年9月4日（金曜日）
利用案内	令和8年9月24日（木曜日）	令和8年10月1日（木曜日）

11. 申請時の注意点

令和9年度4月入所の保育所等利用申請より、原則マイナンバーカードを使ったオンライン申請となります。

申請の際は、マイナンバー及び暗証番号の入力を求められますので、必ず事前にご確認の上、申請手続きを行ってください。

詳細は以下のページをご確認ください。

横浜市公式ホームページ
令和9年度に保育所等の利用を希望する方へ
※PCの場合はクリックで移動

12. 申請に必要な書類

保育を必要とすることを証明する書類

保護者の状況		必要な書類	
就労	雇用されている方 (内定の場合を含む) 自営業の方	就労証明書（横浜市が公開している様式で、提出日時点の雇用状況（内定等の予定含む）等を証明するものを提出してください。証明日が、提出日から6か月より前のものである場合、給付認定及び利用調整上不利になることがあります。） ・利用調整上のランクにおいては、「一月当たりの就労日数」及び「就労の合計時間（月間）」で判断します。記載漏れがないか必ずご確認ください（P21参照）。 ・基準日の翌日以降に就労開始の場合で、基準日時点で他での就労実績がある方は、備考欄に退職日が記載されている前職の就労証明書も提出してください。（基準日時点において「就労している」こととして取り扱うことができます。） ・就労先が複数ある場合は、それぞれの就労先事業者等による証明が必要です。また、タイムスケジュール等、1週間の勤務時間が分かる書類も提出してください。 ・横浜市から就労先事業者等に連絡する場合があります。 ・必ず、横浜市ウェブサイト（もしくは裏面「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」）をご確認ください。作成を依頼する就労先にも、確認するようお願いください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/rivou/shurouhoumeisho.html 	
出産	妊娠しているとき、 出産の準備や出産後の 休養が必要とき	母子健康手帳のコピー	「表紙」と「分娩（出産）予定日が確認できるページ」のコピー ※横浜市の母子健康手帳はP4に分娩（出産）予定日欄があります。
病気・けが	保護者が病気・けがのとき	診断書等	医療機関が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載されたもの
障害	保護者に障害があるとき	障害者手帳等 [※] のコピー	※身体障害者手帳の場合 …手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等（記載がある場合）が確認できる部分のコピー ※愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の場合 …手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
介護・看護	病人や障害者、 要介護者を介護しているとき	・病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等[※]のコピー、介護保険被保険者証のコピー等 ・タイムスケジュール	・病人の疾病名、期間や要介護状態が分かるもの ・介護に従事していることが分かるタイムスケジュール
	通所（通学）の付添い をしているとき	・通園・通学証明書 ・タイムスケジュール	・通所（通学）先の発行する証明書 ・付添いのタイムスケジュール
通学	保護者が学校に通っているとき	・在学証明書 ・在学期間・時間割の分かる資料	時間割表が提出できない場合は授業内容等が分かる書類（カリキュラム等）およびタイムスケジュール

該当するすべての書類を
画像でアップロードしてください。

就労証明書について

***保護者全員**のそれぞれの就労証明書を提出してください。

父または母のみの就労証明書を提出され不足書類の提出をお願いするケースが多く発生しています。

就労証明書は就労先に書いてもらう必要があります。自営業以外の方がご自身で記入することは出来ません。

***就労証明書は利用調整に大きく影響します。就労先から受け取ったら必ず記入漏れ（特に就労開始日と復職予定日）、内容に誤りがないか確認してください。**

***必ず就労証明書の裏面及び記載要領を一読してから記入してもらうようにしましょう。**

***年度ごとに就労証明書の様式が変わることがあります。**

必ずその年度の就労証明書の様式で記入してもらうようにお願いします。

[illegible]

13. オンライン申請の手順

※以下の内容は令和8年度のオンライン申請システムに基づくものです。

令和9年度4月入所申請時には変更となる場合がありますので、参考としてご確認ください。

1 申請者情報入力

保育所等の入所申請にあたり、申請者（給付認定保護者）を設定してください。

画面の案内に沿って入力を進めてください。

※既にきょうだいが保育園・幼稚園を利用している場合は、同じ給付認定保護者を設定してください。

2 申請情報入力

画面の案内に沿って入力を進めてください。

※入力の際は、マイナンバーカードをお手元にご準備ください。

13-2. オンライン申請の手順

3 入力内容の確認

これまでの入力内容に誤りは無いか、確認してください。

誤りが見つかった場合は、画面内の指示に従って修正を行ってください。

4 書類の添付

保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書や母子健康手帳、障害者手帳等）、その他申請児童や世帯の状況により必要な書類を画像でアップロードしてください。

5 電子署名・送信・印刷

最後に申請データの印刷・ダウンロードを忘れずに行ってください。

一度画面を閉じてしまうと、申請データの印刷・ダウンロードはできませんのでご注意ください。

14. 利用調整・結果通知について

利用調整とは、保護者が希望する保育園の中から、利用できる保育所等の調整（選考）を横浜市が行うことです。

調整にあたっては「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」に基づき、ランク判定を行い順位を判断します。

たとえば、就労の場合、就労証明書に記載された就労日数や時間等により利用調整のランクや調整指数の判定を行います。

※「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」は毎年見直しが行われます。令和8年度に関しては、利用案内P21の二次元バーコードを読み込んでいただくか横浜市HPをご覧ください。

4月入所の一次利用調整の結果は、2月上旬までにお知らせします。

15. 基準日について

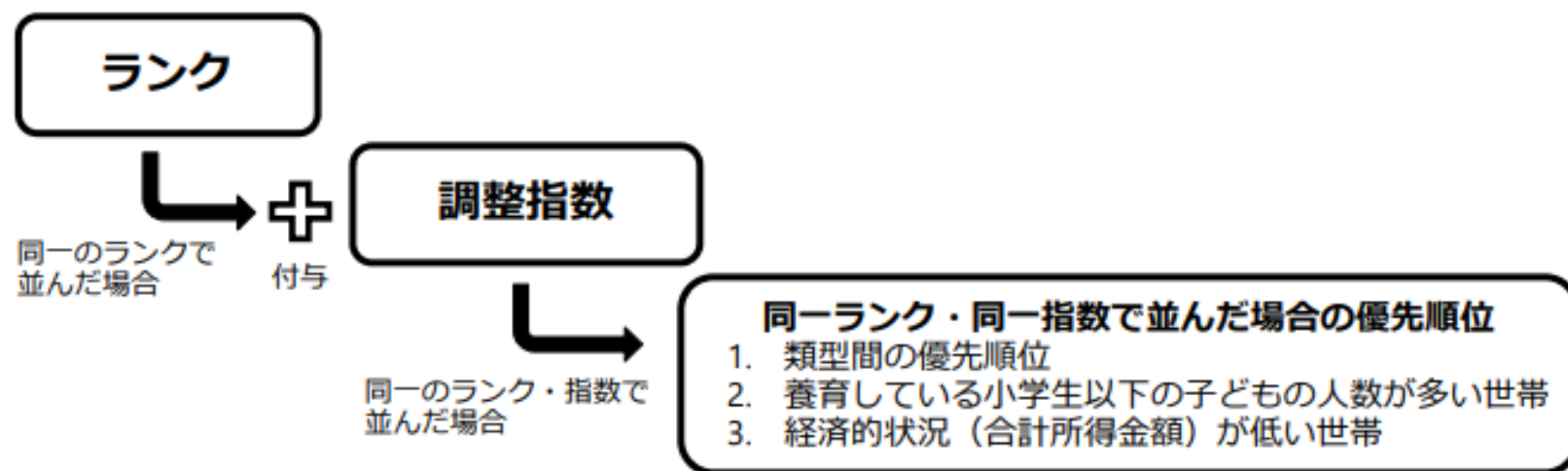
利用調整は基準日時点の状況とそれを証明する書類に基づいて行いますが、ランク及び一部の調整指数の判定においては、基準日の状況が利用開始日まで継続することを前提としています。

利用開始月	基準日	
令和8年4月	一次利用調整	令和7年9月末日
	二次利用調整	令和8年1月末日
令和8年5月以降	利用開始月（P13）の前々月の末日 （例：6月利用開始希望の場合の基準日は4月30日）	

16. 利用調整に関する基準等について

- ・ 利用調整の優先順位の基本的な考え方

ご家庭の状況等に対応したランク及び調整指数を設定するなどして優先順位を決定します。



・ ※毎年基準及び運用の見直しを行っています。ご承知おきください！

17. 令和8年度における利用調整について

(基準の考え方)		ランク
※	ランクは、A B C D E F G H Iの順に利用調整の順位が高いものとします。	
※	保護者それぞれのランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。	
※	障害児・医療的ケア児・児童福祉施設から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。	
※	利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な順度を判断し、利用調整の順位を判断します。	
※1	「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。	
保護者が保育できない理由、状況		ランク
1 就労（内定含む）	月20日以上かつ就労時間月160時間以上就労している。	A
	月20日以上かつ就労時間月160時間以上160時間未満就労している。	B
	月16日以上かつ就労時間月96時間以上就労している。	C
	月16日以上かつ就労時間月64時間以上96時間未満就労している。	D
	月12日以上かつ就労時間月64時間以上就労している。	E
	就労時間月64時間以上就労している。	F
2 産前産後	妊娠中の場合又は出産予定日の後8週間の期間にある場合。	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で重に療養している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、要の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	配偶者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ月160時間以上保育が必要な場合。	A
	重症障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ月160時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ月112時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ月64時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧等の従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 就学	月20日以上かつ月160時間以上就学している。	B
	月16日以上かつ月112時間以上就学している。	C
	月64時間以上就学している。	F
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士等	世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可児児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）施設、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は開児・開児児童保育事業で、月64時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園活動も可とする。	A
10 市外在住	横浜市内に在住している場合（転入予定者は除く）。 ※市外在住者で「9 保育士等」の要件を満たす場合には当該ランクを適用せず、市内在住者と同等にランクを判定する。	I
11 その他	児童福祉施設から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

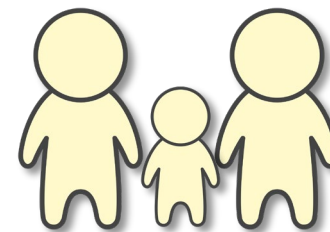
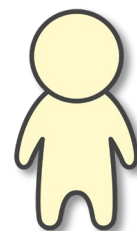
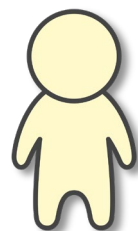
このランク表に基づきランクが決まります。A～Iの順に基づきAが高いランクとなります。

保護者でランクが違う場合は、低い方のランクになります。

Aランク

Bランク

Bランク



17-2. 令和8年度の利用調整について

令和8年度は下記に当てはまる方の**ランクの引き上げ**を行っています。

別表2-2「その他の世帯状況」

ランクの引上げに用いる指標

※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士等」「10 市外在住」の場合は、適用しません。

※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。

- (1) ひとり親世帯等
- (2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）
- (3) 生計中心者が失業している場合
- (4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等の卒園児
- (5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合
- (6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園（保育利用）に再度利用の申請をする場合（2つ引上げ）
- (7) きょうだいが既に利用している保育所等（※）の利用を申請する場合、又はきょうだいと同時に同一の保育所等の利用を申請する場合
※認定こども園（教育利用）を既に利用している場合を含む。
- (8) 認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合
- (9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）（2つ引上げ）
※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。

17-3. 令和 8 年度の利用調整について

別表 3 「調整指数一覧表」

	内 容	備 考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	－1
	認可保育所又は認定こども園（保育利用）からの転園。（転居を伴う場合又は、きょうだい同一保育所等（※）に利用を希望するための転園は除く。）	－1 ※認定こども園（教育利用）を既に利用している場合を含みます。
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等の運営見	5 原則、卒業証明書等証明資料がある場合に限りします。
	利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等へ預けている。（一時保育のみの利用は除く。）	1 原則、在園（利用）証明書等証明資料がある場合に限りします。
	きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を事前に利用を止め、復職時に申請をする場合。	5 原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りします。
	利用申請児童を（認可保育所、認定こども園（保育利用）、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等）以外へ有償で月64時間以上預けている。（一時保育を含む複数施設での利用も可。親族に有償で預けている場合は除く。）	3 原則、契約書等証明資料がある場合に限りします。
世帯の状況	保育の代替手段に關して、上記以外の場合。	0
	保護者が身体障害者手帳1～2級・要の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1～2級のいずれに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5 元のランクの類型が「障害」のときは加算しません。 障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3
	保護者が身体障害者手帳1～2級・要の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1～2級のいずれに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3 元のランクの類型が「障害」のときは加算しません。 障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2
	同居の親族内に身体障害者手帳3級以上・要の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を所持している者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合は除く。）又は、同居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）	2 元のランクの類型が「親族の介護」のときは加算しません。 障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りします。
	別居の親族内に身体障害者手帳3級以上・要の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を所持している者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合は除く。）又は、別居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）	1
	施設的な入院等、医療を必要としているきょうだいの介護を行っている。（施設入院、通所・通学の付き添いについては除く。）	3 元のランクの類型が「親族の介護」のときは加算します。
	認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合。	5
	単身居住をしている場合。	2
就労状況等 (保護者が共に就労する場合であっても2倍しません)	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	2
	元のランクの類型が「1 就労」であり、就労開始予定の場合。	－2
	元のランクが「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1
ひとり親世帯等	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で、就労開始予定の場合。	－2
保育士等	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で、求職中の場合。	－7
	元のランクが「9 保育士等」で、就労している場合。	－1
	元のランクが「9 保育士等」で、就労開始予定の場合。	－3
きょうだいの状況 (いずれかひとつ)	きょうだいが既に利用している保育所等（※）の利用を申請する場合。又はきょうだいが同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。	4 ※認定こども園（教育利用）を既に利用している場合を含みます。
	きょうだいが既に利用している保育所等以外に利用を申請する場合。又はきょうだいが同時に別の保育所等の利用を申請する場合。	3

＜同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整＞
※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	要介護の優先順位（①～⑤の順） ① 災害 ②疾病・障害 ③就労 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥就学等 ⑦出産 ⑧求職中
2	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯。
3	経済的状況（合計所得金額）が低い世帯。 ※低い世帯を優先。

令和 8 年度は次に当てはまる方に調整指数の付与を行っています。



詳しくは横浜市HP「利用調整に関する基準」をご覧ください。

※毎年基準及び運用の見直しを行っているため、来年度は変わる可能性があります。

18. 利用料(保育料)について

利用料は、下表のとおり、市民税の額により決定しています。

【算定期間と対応する市民税】

令和8年									令和9年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「令和7年度」市民税 (令和6年1月1日~12月31日までの所得)					「令和8年度」市民税 (令和7年1月1日~12月31日までの所得)						

8月までが前年度の市民税、9月からは今年度の市民税により決まります。

＊「市民税・県民税特別徴収税額通知書」に記入してある「税額控除前所得割額」から算出されます。

(給付認定保護者とその配偶者の市民税を合算し負担区分(次ページを参照)を決定します)

令和7年度横浜市子ども・子育て支援制度利用料（保育料）（月額）

参 考

(単位：円)



認定区分	1号認定	2号認定（3歳児クラス～） 満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から
対象施設・事業	認定こども園（教育利用）・幼稚園	認定こども園（保育利用）・認可保育所
負担額	0	0

負担 区分	認定区分	3号認定（0～2歳児クラス） 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで							
	対象施設・事業	認定こども園（保育利用）・認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、 ほもろ型保育事業、事業所内保育事業			
	きょうだい区分※1	第1子		第2子		第1子		第2子	
	保育必要量	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0
C	市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
市 民 税 所 得 割 額 ※2	D1 市民税所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2 10,001円以上～48,600円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3 48,601円以上～50,400円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4 50,401円以上～57,700円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5 57,701円以上～77,100円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6 77,101円以上～97,000円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7 97,001円以上～102,600円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8 102,601円以上～120,600円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9 120,601円以上～138,600円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10 138,601円以上～169,000円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11 169,001円以上～174,900円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12 174,901円以上～192,900円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13 192,901円以上～211,200円以下	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14 211,201円以上～228,900円以下	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15 228,901円以上～246,700円以下	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16 246,701円以上～255,700円以下	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17 255,701円以上～264,700円以下	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18 264,701円以上～273,700円以下	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19 273,701円以上～282,700円以下	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20 282,701円以上～291,700円以下	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
ひ と り 親 世 帯 ※3	D21 291,701円以上～301,000円以下	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22 301,001円以上～309,700円以下	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23 309,701円以上～335,800円以下	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24 335,801円以上～361,300円以下	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25 361,301円以上～387,700円以下	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26 387,701円以上～397,000円以下	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27 397,001円以上	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
	E0 市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1 D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2 D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
※3	E3 D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4 D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5 D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

※1 きょうだい区分の決定方法はP24（4）を確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

※2 **利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に決定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。**
政令指定都市の場合平成30年度より市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用料における市民税所得割課税額は6%の税率を用いて算出しています。
（政令指定都市で独自減税により市民税率が6%でなかった自治体についても変更前の従来の税率により計算します。）

※3 E0～E5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居親族がいる場合など対象となる場合があります）、身体障害者手帳・療の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、C階層、D1～D5階層はE0～E5階層になります。

・月の途中に利用開始または利用を止めた方は、存続日数にのじた利用料（10円未満は切り捨て）となります。

※3号認定：その月の利用料＝利用料（月額）×存続日数（日数、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25※

利用案内
26ページ



負担区分により保育料が変わります。

18-2. 利用料(保育料)について

「市民税」の「税額控除前所得割額」を確認します。

[illegible]

ここに記載されている
「税額控除前所得割額」
を見ます。

※政令市の場合、市民税額の税率が「6%→8%」に変更になっていますが、「6%」の税率を用いて算出しています。

【税額控除前所得割額】について

「住宅借入金特別税額控除(住宅ローン控除)」、「寄附金税額控除(ふるさと納税等)」、「配当控除」、「外国税額控除」、「配当割額控除」「株式等譲渡所得割額控除」の適用を受ける前※の所得割額です。

※同じ収入の世帯を比較した場合に、たとえばふるさと納税(寄付金控除)で減税された世帯と利用料に差が出ないよう、税額控除は加えず、同じ収入の世帯の利用料が同一になるようにしています。

詳しくはこちら↓↓
「利用料の試算について」
※PCの場合はクリックで移動

19. 入所の可能性を高めるポイント！



★園選びについて★

- ・ より多くの施設・事業をご希望いただいた方が、入所の可能性は高まります！
- ・ 検討可能なエリアを自宅周辺や自宅からの最寄り駅だけでなく、通勤途中や職場周辺の園まで広げられるか検討しましょう！
- ・ 横浜市が作成した「えんさがしサポート★よこはま保育」を参考に情報収集したり、実際に様々な施設・事業を見学するなど幅広い視点でエリアを広げましょう。
- ・ 希望園は天候に関わらず送迎可能か確認しましょう！
- ・ 0～2歳児の小規模保育事業等も積極的に検討しましょう！

掲載ページはコチラ➡[磯子区認可保育施設・事業一覧](#)

※PCの場合はクリックで移動

19-2. 入所の可能性を高めるポイント！！

★新しく出来る園をチェックしましょう★

令和9年4月に新設開設予定の園（整備の状況により開所が遅れる場合もあります）



小規模保育事業

エリア	園名/住所	定員予定	開所予定日	運営法人
磯子	こはる保育園杉田駅前 磯子区杉田一丁目17番1号 プララ杉田1階	19名	R9.4	(一社)COZY

認定こども園

エリア	園名/住所	定員予定	開所予定日	運営法人
港南台	幼保連携型 認定こども園 港南台幼稚園 (移行元: 港南台幼稚園) 港南区港南台五丁目17番1号	40名	R9.4	(株)太田学園

申請のポイントを簡単にまとめると・・・

★幅広い視野での園選びを！！！！

★申請書類はしっかり準備を！！！！
優先順位にかかわる事があります。

★申請スケジュールの確認を！！！！
提出書類に不備があると再提出の可能性が
あります。
締切日に余裕をもって提出しましょう！

★見学について

可能な限り、保育園の見学をお願いしています。見学の予約は保育園に直接問い合わせをしていただくようお願いいたします。

毎日通えるのか、施設整備、保育に対する考え方がご家庭の方針に合っているかご確認ください。

翌4月の申請に向けて春・夏頃から保育園の見学が増えてきているようです。予約がいっぱいで見学ができないこともあるかもしれませんが、その際は園まで歩いてみるなどし、入園が決まってから毎日通えそうかどうかチェックしておきましょう。

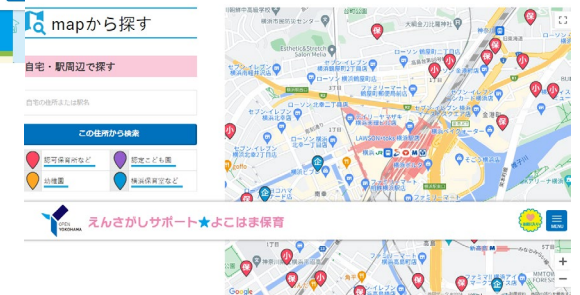
★-②. 見学について

保護者の方の園選びを支援し希望園の選択肢を広げることを目的にした、保護者向けの園選びサイト(サイト名：えんさがしサポート☆よこはま保育)があります。見学する際の参考にご覧ください。

また、一部の園では専用フォームから見学申込ができますので、ぜひご活用ください。

えんさがしサポート☆よこはま保育 横浜市

検索



見学する際に確認するポイント

- ・ ベビーカー置き場はありますか？駐輪場はありますか？
車の送迎の場合、駐車場はありますか？保育園の通園方法によって確認しましょう。
- ・ 開所時間の確認をしましょう。延長保育の有無や時間・料金の確認もしましょう。
- ・ 月々の保育料以外にかかってくる費用の確認をしておきましょう。
- ・ 必要な持ち物の確認をしておきましょう。
- ・ 慣らし保育の目安を確認しておきましょう。
- ・ 一日の過ごし方は？親の参加する行事についても確認しておきましょう。

20. 短縮(慣らし) 保育について

短縮(慣らし)保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して利用開始日以降に行うものをいいます。

お子さんが保育園に慣れるために必要な期間です。初日から少しずつ預ける時間を伸ばしていくため、基本的には初日から長時間預けられないのでご注意ください。

期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や保育園によって異なります。利用開始日より前に短縮保育を行うことはできません。

★.よくある質問

Q1 「希望園は一つに絞ったほうが入所しやすいの？」

A 「希望園が1つだけのほうが有利になることはありません。申請いただいたすべての希望園で優先順位に基づき、利用調整が行われます。希望園は多く申請いただいたほうが入所の可能性が広がります」

Q2 「募集予定人数が0名でも希望園として申請できるの？」

A 「募集予定人数は現時点での目安であり変更となる可能性があります。通いたい園はたとえ募集予定人数が0名でも希望園として申請してください」

Q3 「希望園は10園までしか申請できないの？」

A 「希望園は通えるのであればいくつでも申請可能です。期限までに希望園追加のお手続きを行ってください。」

★-2. よくある質問

Q4 「同じ保育園を申請していて、第1希望の人と第5希望の人はどちらが優先されるの？」

A 「ランクの高い方から入所が決定します。希望順位をあげれば入りやすくなるわけではありません。入所したい希望順にご申請ください」

Q5 「希望園にきょうだいが在園していると優先されるの？」

A 「きょうだいが利用している園を申請するとランクアップや加点の対象になります。ほかのきょうだいやきょうだいで同じ保育園に申請を出されている方と競合する場合があります。きょうだいが別でも通える園をお探しの上、合わせて申請するようにしましょう」

Q6 「一度申請して保留になった場合は再度申請しないといけないの？」

A 「申請を取り下げない限りは年度の3月までは自動的に毎月利用調整の対象となりますので、再度申請する必要はありません」

★-3. よくある質問

Q7 「認可保育所とはなんですか？」

A 「保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって0～5歳児を保育する児童福祉施設です。横浜市の認可保育所には、横浜市が設置する市立保育所と社会福祉法人等の民間の法人が設置する私立保育所があります。

Q8 「認可外保育施設は認可保育所と何が違うのですか？」

A 「認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設として都道府県の認可を受けていない保育施設の総称です。保育者の自宅で行うもの、少人数のものも含みます。

認可外保育施設は区役所を通して申請するのではなく、直接園への申請が必要です。
施設によって受け入れ年齢や保育料が異なります」

★-4. よくある質問

Q9 「認可保育所と認定こども園の違いは何ですか？」

A 「認定こども園とは教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。横浜市内には、0～5歳児を受け入れる「幼保連携型認定こども園」と、3歳以上児を受け入れる「幼稚園型認定こども園」があります。

Q10 「今市外に住んでいるがどのように申請すればいいですか？必要書類は何ですか？」

A 「申請日時点では市外に住んでいるが、利用開始日の前日までに横浜市に転入する予定がある場合は、横浜市へ直接申請することができます。横浜市の申請書類に加えて、横浜市に転入することがわかる書類の提出も必要です。転入時には横浜市で改めて給付認定申請をする必要があります。なお、横浜市への転入予定が無い場合は、現在お住いの市区町村へ申請手続きが必要です。×切日はお住いの自治体へご確認ください。」

★-5. よくある質問

Q11 「申請の途中で希望園の変更や追加はできるのですか？」

A 「期限内にお手続きをいただくことで、希望園の変更や追加が可能になります。
希望園は上書きされますので、必ず、現在申請している園も含めて、行きたい園
を行きたい順番に申請するようにしてください。」

～最後までお読みいただきありがとうございます～

保育園の利用申請は期限厳守です。

なるべく期限に余裕を持って、ご申請いただきますようお願いいたします。



未来にはばたく磯子 100周年ありがとう

